税理士情報ネッ ワ  $\vdash$ 

# 〜政治連盟会費、役員立候補費用など〜 弁護士業の必要経費

朝倉

はじめに

収録されています。 と、1052件もの情報が ず、税理士自身の手によっ ために、営利企業に頼ら いうキーワードで検索する スですから、「税理士」と 税理士のためのデータベー て作られ、維持されてきた また、専門職としての特

System

は、近時、高度な専門家責任 も数多く収録されています。 公認会計士・司法書士など 争訟事例も相次いでいます。 経費と家事関連費をめぐる 業所得の申告に際し、必要 訟が多発していますが、事 を問われる損害賠償請求訴 の専門職業人に関する情報 税理士業務に関連して

Intormation Network

Information Network Syst

## 最新の注目裁決

り登録し、強制加入の税理 公開裁決は、 不服審判所が下した次の未 ている多くの税理士の注目 を集めている裁決です。 士会の役員として活躍され 【法令コード】F0-[所得税] [裁決] 本年3月24日、仙台国税 国家資格によ

#### 事案の概要

との事件は、弁護士甲が、

殊性から、税理士・弁護士・ TAINSは、 税理士の できないとして、更正処分 これらの処分の全部の取消 等を行ったのに対し、甲が 用は、家事関連費であって の役員等として支出した費 必要経費に算入することは て、原処分庁が、弁護士会 申告した交際費等につい しを求めたという事案です 本件においては、弁護士

とされるかが争点です 費用及び弁護士政治連盟会 布した記念品・挨拶状等の 役員への就退任に際して配 補納付金、選挙対策費等、 に当たるか又は家事関連費 費等が弁護士業の必要経費 た立候補写真撮影費、立候 会役員立候補に際し支出し

#### 当事者双方の主張

新年会費用、③弁護士会等 すべてが一体不可分のもの の役員として支出した接待 現するものであって、①弁 接の義務若しくは理念を体 で、いずれも弁護士法の直 は、経済実態としてみれば 士活動と弁護士会等の活動 ているため、甲個人の弁護 れて会務を行うこととされ 所属することが義務付けら **護士会役員立候補費用、②** 弁護士は、弁護士会等に 請求人弁護士甲の主張 等の品位が保持され、 2

事業所得の必要経費として 洋子[目黒] ③新年会費用は、 り、甲個人の事業所得を得 ①弁護士会での甲の活動は は認められない。 遂行上、通常必要な費用と あり、客観的にみて、事業 基づいて立候補したもので ②役員選挙は、甲の意思に るための収益事業活動と同 役員等としての活動であ 原処分庁の主張 視することはできない。 、同期の新

認められる。 年会費用であり、 の事業遂行上通常必要な費 行上、通常必要な費用とは 用とは認められない。 認められない。 ⑤記念品及び挨拶状は、甲 のものであり、甲の事業遂 会の運営を円滑に行うため 支出した懇親会費は弁護士 ④弁護士会の役員等として

#### 5 審判所の判断

弁護士会等の役員

関する事項等を理事会等に 当然入会した弁護士会及び り、弁護士会等の役員等と おいて審議することであ 活動は、弁護士会の運営に 護士に義務付けられている 日弁連の会員となるが、弁 登録されなければならず、 ものではないと認められる。 して活動した結果、弁護士 護士会等の役員となること し、日弁連の弁護士名簿に 弁護士会の役員としての 弁護士は弁護士会に入会 役員活動と業務関連性 弁護士法等によって弁 関連を有し、業務遂行上通

用及び挨拶状の送付にかか 酬を得るために直接要する 関連の支出等は、弁護士報 る費用、⑤弁護士政治連盟 活動に伴う費用である。

3 役員活動に係る費用

家事費と できないと認められ、これ らの費用の額を必要経費に 務の遂行上直接必要である 連を有する家事関連費に該 としての活動費が業務と関 多くの弁護士と接し信頼関 員等として活動した結果、

あるとしても、これらの費 役員を退任し、本来職務に 用は、弁護士業務に直接の と、記念品及び挨拶状が、 ると認められる。そうする る旨、また、挨拶状には、 かになっていることを詫び 員就任により、弁護士とし 弁護士会等の役員の就退任 め、甲の弁護士業務の広告 があることから、本来の職 専念し始めている旨の記載 に際して作成されたもので 宣伝を目的とするものであ ての法的サービスがおろそ 務に係る状況等の周知を含

業務にも寄与することがあ ても、それは弁護士等全体 の改善進歩が図られたとし れが弁護士甲個人の弁護士 にとっての利益であり、そ

甲の弁護士業務に直接の関 必要な支出であるとは認め 甲が支出した弁護士会等の 間接的なものであるから、 連を有し、業務遂行上通常 役員等としての活動費は、 っても、それは飽くまでも

れる等、弁護士業務に利益 係を築くことができ、他の 当するとしても、弁護士業 が生じることから、役員等 部分を明らかにすることが 弁護士より紹介案件が得ら 仮に甲が弁護士会等の役

4 記念品、挨拶状の費用 算入することはできない。 記念品及び挨拶状は、

テーマ TAINSコード Z255-10255 Z254-9594 Z254-9000

5

したがって、弁政連会費

るとしても、業務の遂行上 られず、仮に業務と関連を 出は弁護士業務に直接の関 弁護士の事業所得の増額に から、弁政連関連支出が、 入することはできない。 から、これを必要経費に算 かにできないと認められる 直接必要である部分を明ら 有する家事関連費に該当す 必要な支出であるとは認め 連を有し、業務遂行上通常 であったとしても、その支 つながる活動のための支出

#### 6

裁決もご参考に。 の区分を巡る左記の判決・

関与先への貸付金の貸倒損失 税理士業の推計課税 司法書士の業務委託手数料 弁護士業務を手伝う家族の学資金 Z016-0193 弁護士の大学院授業料 J66-2-10 司法書士の同業者との交際費 F0-1-023

の額に算入するのが相当で られることから、必要経費 弁政連費の業務関連性

独立した団体で、政治資金 団体である。 行うことを目的とする政治 に対し、政治的後援活動を に理解のある公職の候補 規正法に基づき弁護士活動 弁政連は、日弁連からは

の後援のためと認められる は、政党又は公職の候補者

### 類似する判決・裁決

できるようにしております。

に携わるベンダー各社に直接協力依頼が

必要経費と家事関連費と

等がある場合、「推進委員」にご連絡をい ので是非ともご協力をお願い 員」から電子申告利用の勧奨 もに、電子申告未利用会員 ただきますようお願い申し上げますとと 子申告普及・推進に努めますので本会会 本会と支部が一致協力してさらなる電

#### ドの取得状況 日税連認証局発行ICカI

員のご協力をお願い申し上げます。

票と同様)、会員全員が取得すべきであ るとしています。 証票という位置付けとの認識を持ち(証 (ICカード) は、電磁的世界の税理士 日税連では、電子認証局の 電子証明書

日税連発行の電子証明書 の取得状況

常必要な支出であると認め

No.

1

2

4

(5)

6

関連資料・情報等の提供を受け、委員会 また、委員会は「推進委員」 するベンダーに協力依頼をい 必要があるときは、「対象会 及に努め、具体的な機器操作等について と協力して支部会員の電子申告推進・普 テム委員会(以下委員会とい としております。 るとともに、電子申告の未利 う。)に対して、電話等により助言をす 必要とする会員(以下「対象会員」とい 子申告の普及・推進に関して、助言等を ことと致しました。「推進委員」は、電 進に関する施策として、各支部に本会委 して、その利用を積極的に勧奨すること 員」(以下「推進委員」という。)を置く 員として136名の「電子 また、「推進委員」は、本 本会は平成21年度の電子由 いう。)から 会情報シス 申告推進委 員」の希望 用会員に対 が電子申告 たします。

今後、会員が電子申告に関して、相談 に「推進委 申し上げま があります

出をお願い致します。 の提出がなく、是非とも開始届出書の提 士等除く。)の会員が電子申告開始届書 電子申告開始届出書提出は、8821件 (52・50%) でまだ47・50% (補助税理 本会の独自の調査による利用状況は、

ります。 用会員を増加することが課題となってお 比べ著しく減少しており、今後新規の利 信をした会員は1911人で、前年度に 6%)が利用し、20年度に新規に代理送 また、代理送信は4632会員(27・

Cカードの取得、電子申告開始届出書の 提出、そして本人及び納税者の代理送信 を利用していただきますことを重ねてお 最後に、本会会員のすべてが日税連Ⅰ

#### 電子申告普及・ 施策と亚 推進に関する「推進委員」設置の 成20年度の電子申告状況について

### 情報システム委員会担当常務理事 外志廣

得割合は、62・99%となっており、本会は、平成21年5月末日現在、全国での取

均の取得割合を下げる要因となっており 得していない状況であり、著しく全国平 り、2人に1人が日税連ICカードを取 最下位で、50%台は本会のみとなってお は51・55%であります。全国15単位会で ます。本会のすべての会員に取得してい ただきたくお願い申し上げます。

#### 平成20年度の電子申告状況 全国の電子申告利用状況

国税局を上まわっており、すべての国税 国税局管内では、184万5千件で東京 対比161%)となっております。大阪 局と比べても最低の利用率であります。 対比174%)で、東京国税局管内では、 165万3千件(利用率19·00%、前年 1千6万8千件(利用率29·42%、前年 ライン利用促進対象手続」は、全国では、 平成20年度の電子申告状況は、「オン 本会の電子申告利用状況